

猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員の報酬  
に関する条例

平成12年10月17日条例第14号

改正 平成19年3月6日条例第24号

(趣旨)

第1条 特別職の職員の報酬の額及びその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(特別職)

第2条 この条例において特別職の職員とは、管理者及び副管理者をいう。

(報酬の額)

第3条 特別職の職員の報酬の額は、次のとおりとする。

管理者 月額 6,000円

副管理者 月額 5,500円

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給方法は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。

附 則 (平成19年条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。